

東京都港区議会永年在職議員表彰内規

(昭和五十五年三月十九日 議会運営委員会決定)

第一条 東京都港区議会議員として永年在職した者の表彰については、この内規の定めるところによる。

第二条 表彰の対象は、在職した期間が通年二十五年に達した者とする。

第三条 表彰は、議会の議決をもってこれを行う。

2 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

第四条 この内規に定めのない事項については、議長が定める。

付 則

この内規は、昭和五十五年三月十九日から施行する。